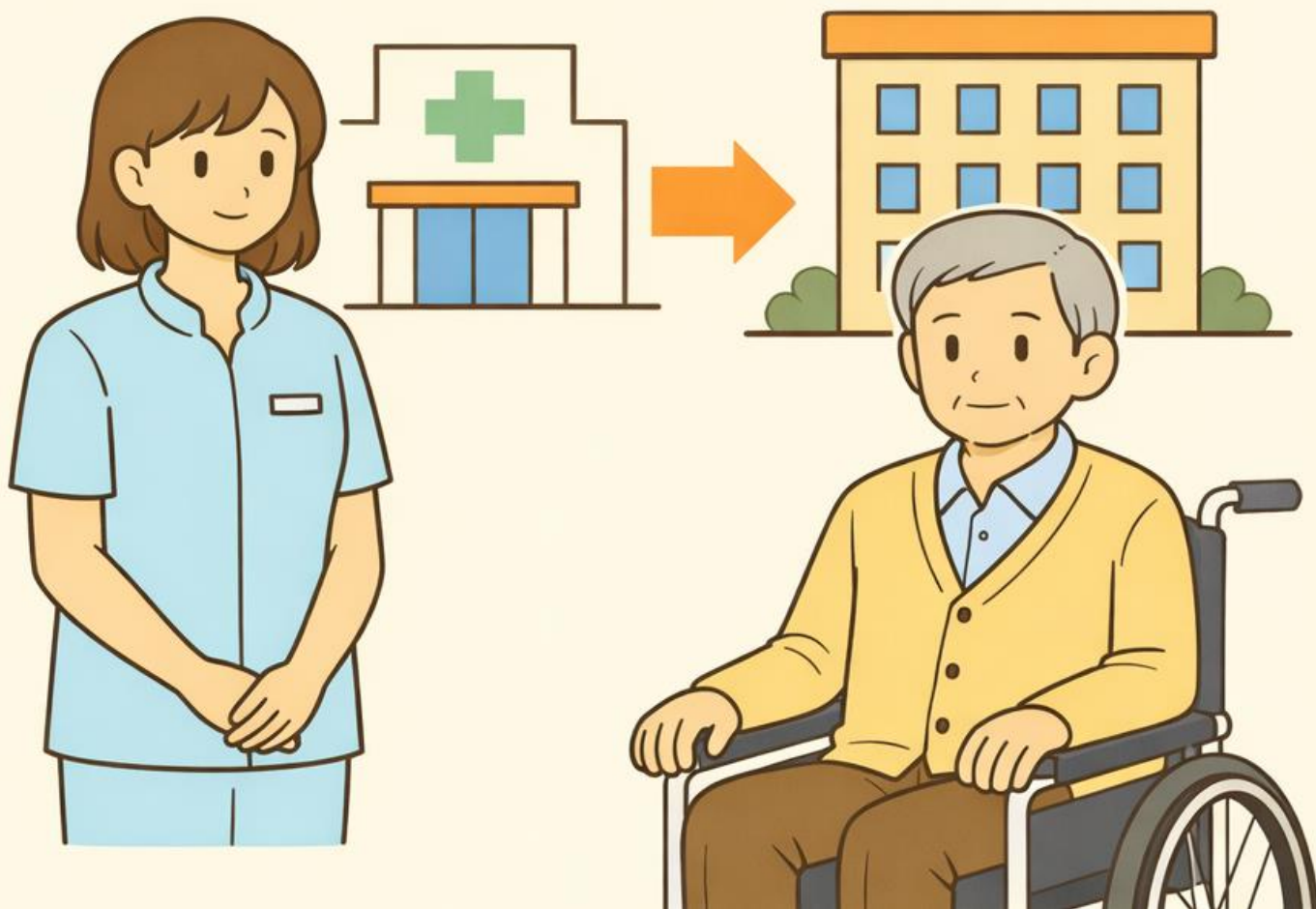


一般病床・療養病床 の転換を支援します

～介護保険施設等への転換をお考えの医療機関・自治体のみなさまへ～



■ 病床転換助成事業の概要

医療機関が一般病床・療養病床から介護保険施設等へ転換する場合、その転換を支援するために、整備費用を都道府県が助成する事業です。

■ 令和8年度からの変更点

- ①助成対象が広がり、一般病床単独の場合も対象となります。
- ②補助単価が増額されます。

【補助単価（一床当たり）】

- ・改修 50万円 → **120万円**（躯体工事に及ばない室内改修(壁撤去等)）
- ・創設 100万円 → **240万円**（新たに施設を整備）
- ・改築 120万円 → **300万円**（既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備）

厚生労働省のHPはこちら



お問い合わせ先 ○○県○○課 連絡先：――